

安全・安心まちづくり推進事業(安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業)

1 趣旨・目的

地域で活動に取り組む皆さんの悩みや課題の解決、活動の活性化及び安全・安心まちづくりに関する知識の習得等を図るため、実施するもの。

2 事業内容

【内容】

先駆的な活動に取り組む防犯リーダー、防犯設備や「まちづくり」に関する専門知識を有する専門家及び有識者等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として委嘱し、地域の活動団体等からの要請に基づき、派遣する。

【対象団体】

- ① 防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする地域の団体等
(グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO等)
- ② 官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体
(まちづくり推進協議会等)
- ③ 地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等

【対象事業】

アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。
 - ①活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためノウハウ等の習得
 - ②防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得
 - ③防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得
 - ④地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり
 - ⑤官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動
 - ⑥その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業
- (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 営利目的、政治思想や宗教の講義などを広める目的で開催されるものでないこと。
- (4)参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。
- (5)事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

【募集・受付時期】

随時受付

【補助・助成額】

アドバイザーの派遣要する経費(講師謝礼、交通費)は県が負担する

【問い合わせ先・関連HP】

総務課消防防災係 電話：947-1113